

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部履修細則

第1章 目的

(目的)

第1条 この細則は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則（以下「学則」）第34条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 履修の届出

(履修登録)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに学籍教務情報システムにより申告を行わなければならない。

(履修登録の変更)

第3条 履修登録の変更は、登録期限後1週間に限り認める。

2 前項の変更は、学籍教務情報システムにより行う。

(同一時間重複履修の禁止)

第4条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。

(既修得授業科目の再履修)

第5条 既に単位を取得した授業科目は、履修することができない。

第3章 試験及び成績の評価

(試験)

第6条 試験は、各学期末に期間を定めて行う。ただし、授業科目によっては随時行うことができる。

(成績評価)

第7条 成績評価は、授業担当教員がこれを行い、S、A、B、C、Dの5区分とし、S、A、B、Cを合格として所定の単位を与える。

2 授業科目の性質により前項の基準によりがたいものについて、その学修成果は、P、Fの2区分とし、Pを合格として所定の単位を与えることができる。

3 履修を申告し、単位を修得しなかった授業科目は、Fと判定する。

4 成績評価の基準は次のとおりとする。

評語	評価の基準
S	100～90点
A	89～80点
B	79～70点
C	69～60点
D	59点以下

(単位認定報告書の提出)

第8条 授業担当教員は、試験終了後2週間以内に成績評価結果を所定の方法により行う。
(追試験)

第9条 第13条で規定する事由で試験を欠席した者について、追試験を行うことができる。
2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から1週間以内に、定期試験追試験願(別記様式1)を、教務課に届け出なければならない。

(再試験)

第10条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により授業担当教員が再試験の必要を認める場合は、これを行うことができる。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為を行ったものには、当該科目についてその年度の単位を与えない。

2 試験以外の単位認定に係るレポート(卒業論文含む)、課題及び出席票の提出等において不正行為を行ったものには、当該科目についてその年度の単位を与えないなどの取り扱いをとる。

3 不正行為の細目と取り扱い及び不正行為を行った学期の科目の単位の認定については、その基準を別表に定める。

(再履修)

第12条 前の期又は前年度において単位を修得できなかった授業科目については、後の期又は後年度において再び履修して単位の修得を図ることができる。

(授業の欠席)

第13条 次のいずれかに該当し、かつ、事前又は事後速やかに欠席届(別記様式2号)を教務課に提出した場合は、出席したものとみなす。

ただし、出席としてみなすコマ数は原則として全体で授業の1/5までとする。

なお、就職に関する事由による欠席の場合は、学生から科目担当教員に申し出があった場合に、配慮することができる。

(1) 病気又は怪我(ただし、1週間以上の加療が必要な場合に限る。医師の診断書を要する)

(2) 交通機関の遅延(ただし、交通機関発行の遅延証明書を要する)

(3) 忌引(父母は7日以内、兄弟姉妹・祖父母は5日以内、三親等は1日以内。ただし、死亡に関する書類を要する)

(4) ボランティア活動(ただし、文部科学省及び自治体から配慮要請のあった場合に限る。ボランティア活動証明書を要する)

(5) 災害(ただし、官公庁による被災証明書を要する)

(6) 学長が認めた行事への参加(ただし、参加を証明する書類を要する)

(7) その他やむを得ない事由として学長が認めたもの(ただし、具体的に事情の具申のあるもの)

(成績評価の対象外)

第14条 欠席時間数が、当該科目の単位数から算出される授業時間数の3分の1以上の場合、当該科目は、成績審査の対象外とし、Fと評定する。

第4章 授業科目及び履修方法

(開設授業科目)

第15条 開設する授業科目及び単位数は、学則第30条に定めるとおりとする。

(配当年次)

第16条 各授業科目の配当年次は、本細則別表に掲げる。

(履修方法)

第17条 修得必要単位数は次のとおりとする。

科目		単位数
基礎科目	必修科目	9単位
	選択科目	1単位以上
職業専門科目	必修科目	18単位
	選択科目	28単位以上
展開科目	必修科目	4単位
	選択科目	6単位以上
総合科目	必修科目	2単位

第5章 単位互換等

(他大学における授業科目の履修)

第18条 学則第36条に規定に基づき、他の短期大学又は大学の授業科目を履修しようとするときは、学科長の承認を受けた上で、履修登録願(別記様式3)を別に定める期間内に教務課に提出しなければならない。

2 前項に基づいて履修した者には、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第19条 学則第38条に規定する既修得単位の認定を受けようとする者は、入学前の既修得単位認定申請書(別記様式4)を第1年次の授業開始後2週間以内に教務課に申請しなければならない。

第6章 その他

(その他)

第20条 この細則によりがたい特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年7月15日から施行する。

別表(第 11 条関係) 試験等における不正行為を行った場合の単位認定の基準

学内で実施する試験等 における不正行為の事例		単位認定の可否	
		当該科目	不正行為を行った学期の当該科目以外の科目
単位認定に係る試験時の行為	替え玉受験をすること及び替え玉受験を依頼すること	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
	許可されていないノートまたは参考書等を使用すること	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
	答案を交換すること	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
	他の受験者の答案を見ることまたは他の受験者に答案を見せること。	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
	試験監督者の注意または指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
	試験に関連した内容を事前に机、筆記用具、身体、衣服又は壁等へ書き込みをする行為	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
	試験等において、携帯電話その他の通信手段(以下「携帯電話等」という。)を用いる行為(使用が許可されている場合を除く。)	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
	使用が許可された電子機器又は通信機器から不正に情報を引き出す行為	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
	他の学生の試験を助ける目的で、解答(ヒントを含む。)を私語・動作等によって不正に連絡する行為又は試験に関連した内容の紙片を渡し、若しくは携帯電話等で情報を送信する行為。不正行為のほう助した場合	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
その他不正な行為と認められること	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する	

単位認定に係るレポート(卒業論文等含む)の行為	他人の著作物を盗用すること	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
	実験や調査結果のデータを捏造または偽造すること。	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
	他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
	成績評価に係る論文・レポート等の作成において、他の学生の盗用等を助ける行為(論文・レポート等を作成して見せる、又は代筆する行為等)	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
	成績評価に係る論文・レポート等の作成において、生成系AIを使用して得た内容を自分のものとして提出する行為(教員から許可された範囲内である場合を除く。)	不可	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する
他の学生に成り代わり授業に出席または代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者	不可にすることができる	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する	
授業の実施に係るその他不正な行為と認められること	不可にすることができる	懲戒:履修取り消し 嚴重注意:認定する	

*ただし、成績評価が「不可」であった授業科目は、その履修を取り消さない。

*懲戒・嚴重注意については、学生の懲戒等に関する規程を参照。

別表1 (授業科目)
短期大学部 生産科学科

科目区分	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
基礎科目	静岡学Ⅰ	1		
	静岡学Ⅱ	1		
	分子生物学	2		
	保健体育Ⅰ	1		
	保健体育Ⅱ	1		
	コミュニケーション論	1		
	英語基礎		1	
	英語応用		1	
	情報処理演習Ⅰ	1		
	情報処理演習Ⅱ	1		
	簿記基礎			1
	簿記応用			1
	小計		9	2
農林業基礎	農学概論	2		
	農林業史		2	
	農林業政策		2	
	県内農林業事情		2	
	県外農林業事情			1
	海外農林業事情			1
	農林業のための科学	1		
	野生鳥獣管理・利用論		2	
	営農と農業関連法		2	
	植物生理生態学	2		
	土壌肥料・植物栄養学	2		
	植物保護	2		
	作物栽培	2		
茶栽培	2			
野菜栽培	2			
果樹栽培	2			
花き栽培	2			
施設園芸	2			
先端栽培技術	2			
環境保全型農業論	2			
(生産理論)	森林計画学	2		
	造林学	2		
	森林生態学	2		
	樹木・組織学	2		
	木材生産システム	2		
	森林土木論(治山・林道)	2		
	植物遺伝育種学概論	2		
	畜産概論	2		
	飼料総論	2		
	家畜生理学	2		
	家畜飼養	2		
	家畜育種繁殖	2		
	畜産法規			2
家畜衛生学	2			
畜産環境・堆肥利用論	2			
人工授精論			2	
生産技術	総合実習	2		
	圃場実習Ⅰ(野菜)		4	
	圃場実習Ⅰ(花き)		4	
	圃場実習Ⅰ(茶)		4	
	圃場実習Ⅰ(果樹)		4	
	圃場実習Ⅰ(畜産)		4	
	演習林実習Ⅰ	4		
	圃場実習Ⅱ(野菜)	6		
	圃場実習Ⅱ(花き)	6		
	圃場実習Ⅱ(茶)	6		
	圃場実習Ⅱ(果樹)	6		
	圃場実習Ⅱ(大家畜)	6		
	圃場実習Ⅱ(中小家畜)	6		
演習林実習Ⅱ	6			
企業実習	10			
大型機械実習Ⅰ	2			
大型機械実習Ⅱ			1	
GAP演習	1			
小計	18	126	7	

科目区分	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
③ 展開科目	農山村田園地域公共学	2		
	農と食の健康論		2	
	食品科学		2	
	食品加工演習Ⅰ		1	
	食品加工演習Ⅱ		1	
	アグリフードシステム論		2	
	マーケティング・販売演習	2		
	流通加工論		2	
	実践マーケティング			1
	木材加工演習		2	
	木材利用・流通論		2	
	農業経営		2	
	畜産経営		2	
林業経営		2		
畜産経営演習Ⅱ(大家畜)			2	
畜産経営演習Ⅱ(中小家畜)			2	
小計		4	20	5
総合科目	プロジェクト研究		2	
小計		2	0	0
合計(卒業要件 単位数)		68		
<p><卒業要件> 基礎科目より10単位以上、職業専門科目より46単位以上、展開科目より10単位以上、総合科目2単位を修得し、合計68単位以上とする。</p> <p>(基礎科目) 必修9単位を含む10単位以上</p> <p>(職業専門科目) 46単位以上</p> <p>■農林業基礎科目群：必修3単位を含む7単位以上</p> <p>■生産理論科目群：コースを選択し、選択必修2単位、コース必修を含む14単位以上</p> <p>○選択必修：植物生理生態学、樹木・組織学、畜産概論</p> <p>◎栽培コース必修：土壌肥料・植物栄養学、植物保護、先端栽培技術、環境保全型農業論</p> <p>・野菜栽培、花き栽培、茶栽培、果樹栽培のいずれかを選択</p> <p>・「野菜栽培」、「花き栽培」を選択した者は、「施設園芸」を選択</p> <p>・栽培コースは「植物遺伝育種学概論」を選択できるものとする。</p> <p>◎林業コース必修：森林計画学、造林学、森林生態学、木材生産システム、森林土木論(治山・林道)</p> <p>・林業コースは、作物栽培、植物遺伝育種学概論のいずれかを選択</p> <p>◎畜産コース必修：飼料総論、家畜飼養、家畜生理学、家畜育種繁殖、家畜衛生学、畜産環境・堆肥利用論</p> <p>■生産技術から必修15単位とコース必修を含む25単位以上</p> <p>◎栽培コース必修：いずれかの組み合わせで履修する</p> <p>・「野菜栽培」：圃場実習Ⅰ(野菜)、圃場実習Ⅱ(野菜)</p> <p>・「花き栽培」：圃場実習Ⅰ(花き)、圃場実習Ⅱ(花き)</p> <p>・「茶栽培」：圃場実習Ⅰ(茶)、圃場実習Ⅱ(茶)</p> <p>・「果樹栽培」：圃場実習Ⅰ(果樹)、圃場実習Ⅱ(果樹)</p> <p>◎林業コース必修：演習林実習Ⅰ、演習林実習Ⅱ</p> <p>◎畜産コース必修：圃場実習Ⅰ(畜産)と、圃場実習Ⅱ(大家畜)もしくは圃場実習Ⅱ(中小家畜)のいずれかを選択する。</p> <p>(展開科目) 必修4単位及びコース必修を含む10単位以上</p> <p>◎栽培コース必修：農業経営、流通加工論</p> <p>◎林業コース必修：木材加工演習、木材利用・流通論、林業経営</p> <p>◎畜産コース必修：畜産経営、流通加工論</p> <p>(総合科目) プロジェクト研究を2単位</p> <p>(履修科目の登録の上限：45単位(年間))</p>				

(別記様式1)

定期試験追試験願

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
生産科学科長 様

申請日 令和 年 月 日
学 年 年
学籍番号
氏 名

下記のとおり、定期試験をやむを得ず欠席いたしました。
つきましては、追試験を許可していただきたく、必要書類を添えて申請いたします。

記

科目名	授業担当 教員名	定期試験 日時	欠席理由	備考

【必要書類】

- 1 病気又は怪我の場合は、医師の診断書
- 2 交通機関の遅延の場合は、交通機関発行の遅延証明書
- 3 忌引きの場合は、死亡に関する書類（会葬礼状又は死亡診断書）
- 4 ボランティア活動の場合は、ボランティア活動証明書
- 5 災害の場合は、官公庁の発行する罹災証明書
- 6 学長が認めた行事への参加の場合は、参加を証明する書類
- 7 その他やむを得ない事由の場合は、裏面に欠席理由の詳細を記入すること

(別記様式2)

欠 席 届

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
生産科学科長 様

申請日 令和 年 月 日
学 年 年
学籍番号
氏 名

科目名	授業担当 教員名	欠席日時 時限	欠席理由	備考

【必要書類】

- 1 病気又は怪我の場合は、医師の診断書
- 2 交通機関の遅延の場合は、交通機関発行の遅延証明書
- 3 忌引きの場合は、死亡に関する書類（会葬礼状又は死亡診断書）
- 4 ボランティア活動の場合は、ボランティア活動証明書
- 5 災害の場合は、官公庁の発行する罹災証明書
- 6 学長が認めた行事への参加の場合は、参加を証明する書類
- 7 その他やむを得ない事由の場合は、裏面に欠席理由の詳細を記入すること

(別記様式3)

履修登録願

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
生産科学科長 様

申請日 令和 年 月 日
学 年 年
学籍番号
氏 名

下記のとおり他大学等の授業科目を履修したいので許可願います。

記

大学名	科目名	単位数	授業担当教員名	履修期間	開講曜日 時限

(別記様式4)

入学前の既修得単位認定申請書

静岡県立農林環境専門職大学
生産科学科長 様

申請日 令和 年 月 日
学 年 年
学籍番号
氏 名

下記のとおり、既修得単位の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

1 単位を修得した大学名等（国名）及び学部・学科等名

大学名	
国名	
学部・学科等名	

2 同大学等在学期間

西暦	年	月	入学
西暦	年	月	卒業 途中退学（※いずれかに○）

3 認定を希望する科目及び単位

既修得の科目名（単位）	振替認定を希望する科目名（単位）	必選別	結果
()	()		
()	()		
()	()		
()	()		

【必要書類】

成績証明書の原本